

## ■ 4条1項11号

不服 2019-650016

### <本願商標>

# LIGHTSPEED

第9類「Computer hardware, computer software and computer peripheral goods included as a component part and feature of computer and computer gaming mice.」

(第9類「コンピュータ及びコンピュータゲーム用マウスの構成部品及び特徴として装備されるコンピュータハードウェア・コンピュータソフトウェア・コンピュータ周辺装置)

※マドプロ ※補正等後の指定商品

### <結論>

原査定を取り消す。本願商標は、登録すべきものとする。

### <原査定理由>

引用商標：「LITESPEED」（標準文字）

第9類「電子データベースのバックアップ及び保管用並びにこれらのバックアップの監視用のコンピュータソフトウェア，電子応用機械器具」

### <理由>

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

(1) 本願商標について

本願商標は、・・・、「LIGHTSPEED」の文字を横書きしてなるところ、当該文字は、一般的な辞書に掲載がなく、また、特定の意味合いを有する語として知られているとも認められないものであるから、特定の意味合いを想起させない一種の造語と認識されるものというのが相当である。そして、欧文字からなる商標を称呼する場合には、我が国において親しまれたローマ字表記又は英語における発音に倣って称呼されるから、本願商標は、その構成文字に相応して、「ライトスピード」の称呼を生じるものである。

そうすると、本願商標は、「ライトスピード」の称呼を生じ、特定の観念を生じないものである。

#### (2) 引用商標について

引用商標は、・・・、「L I T E S P E E D」の文字を標準文字で表してなるところ、当該文字は、一般的な辞書に掲載がなく、また、特定の意味合いを有する語として知られているとも認められないものであるから、特定の意味合いを想起させない一種の造語と認識されるものというのが相当である。そして、欧文字からなる商標を称呼する場合には、我が国において親しまれたローマ字表記又は英語における発音に倣って称呼されるから、引用商標は、その構成文字に相応して、「ライトスピード」の称呼を生じるものである。

そうすると、引用商標は、「ライトスピード」の称呼を生じ、特定の観念を生じないものである。

#### (3) 本願商標と引用商標との類否について

本願商標と引用商標とは、それぞれ、上記(1)及び(2)のとおり構成からなるところ、外観においては、両者は、構成文字数も異なる上、前半部の「L I G H T」の文字と「L I T E」の文字において、「GH」及び「E」の有無の差異を有するものであるから、その外観から受ける印象が異なり、明らかに区別できるものである。

そうすると、本願商標と引用商標とは、観念において比較することができず、「ライトスピード」の称呼を共通にするとしても、外観においては、上記のとおり、印象が異なり、明らかに区別されるものであるから、取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察すれば、両者は、相紛れるおそれのないものというべきである。

してみれば、本願商標と引用商標とは、相紛れるおそれのない非類似の商標である。

#### (4) まとめ

以上のとおり、本願商標は、引用商標と非類似の商標であるから、本願商標と引用商標とが類似するものとして、本願商標が商法第4条第1項第11号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

### <弁理士コメント>

本願商標「LIGHTSPEED」と、引用商標「LITESPEED」は、観念において比較することができず、「ライトスピード」の称呼を共通にするとしても、外観においては印象が異なり、明らかに区別されるものであるから、取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察すれば、両者は、相紛れるおそれのない非類似の商標であると判断されました。

まず、両商標の外観上の差異が、はたして称呼の共通性を凌駕すると言えるほどであろうかという疑問があります。たしかに、「LITE」の語の正確な意味合いについては、我が国の一般的な需要者に馴染みはないかもしれませんが、しかし、商品やサービスの使用例から、「軽量」とか「お手軽版」といった意味合いで理解されていると言えるのではないのでしょうか。

たとえば、よく知られた商品として、「ニンテンドーDS Lite」とか「Nintendo Switch Lite」といったゲーム機がありますし、Googleで「LITE版」をキーワードとして検索すると、「軽量版」とか「お手軽版」といった意味合いで使われているであろうと思われる、多くの商品やサービスが見つかります。実際に、指定商品であるコンピュータソフトウェアの商品分野においても、「LITE版」と称するものが多く見受けられます。

そうすると、我が国の一般的な需要者の間では、「LIGHT」と「LITE」は、ほぼ同一の語として理解されているように考えられ、特定の観念が生じないとしても、同一のイメージが想起されると言っても、おかしくないのではないかと思います。

本事件の「LIGHTSPEED」と「LITESPEED」も、指定商品との関係において、ともに「動作が軽くて速い」といったような意味合いを暗示するように思います。

そうであれば、両商標は外観上の差異よりも、称呼の共通性やイメージの共通性の方が、より大きく認識されると言えるのではないかと、個人的には考えます。指定商品の分野を考慮しても、両商標を全体として総合的に考察すれば、相紛れるおそれは十分にあり得るように思うのですが、皆様のお考えはいかがでしょうか。

(弁理士 永露 祥生)

<2020年5月11日>